

議 事 の 大 要

- 委員長 定刻となりましたので、只今より令和3年第11回東久留米市選挙管理委員会定例会を開催いたします。本日の議案は、議案第35号「令和3年12月1日定時登録における永久選挙人名簿の登録及び抹消について」、議案第36号「令和3年12月1日現在における在外選挙人名簿の抹消の取消しについて」、議案第37号「公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」及びその他でございます。
- 委員長 初めに日程1. 議案第35号「令和3年12月1日定時登録における永久選挙人名簿の登録及び抹消について」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第35号についてご説明いたします。
選挙人名簿登録者数（前回）は男 47,354 名 女 50,822 名 計 98,176 名、新規登録者数（増）は男 298 名 女 290 名 計 588 名、抹消者数（減）は男 182 名 女 208 名 計 390 名であり、令和3年12月1日現在における選挙人名簿登録者数は男 47,470 名 女 50,904 名 計 98,374 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第19条による登録をするため、及び第28条に該当するものを抹消するためでございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。
- 委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。
- 委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第35号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
- 各委員 全員承認
- 委員長 次に日程2. 議案第36号「令和3年12月1日現在における在外選挙人名簿の抹消の取消しについて」であります。事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第36号についてご説明いたします。
在外選挙人名簿登録者数（前回まで）は、男 53 名 女 74 名 計 128 名、今回登録者数は、男 0 名 女 0 名 計 0 名、抹消者数は、男 0 名 女 -1 名 計 -1 名であり、令和3年12月1日現在における在外選挙人名簿登録者数は、男 53 名 女 76 名 計 129 名となります。提案理由につきましては、公職選挙法第30条の11に基づいて以前抹消を行ったが、後に抹消事由に該当しないことが判明（国

内に転入後4か月経たずに国外へ転出)したため、抹消の取消しを行うためでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。

委員 抹消者数が-1人ですが、登録者数が1人増えています。
事務局 在外選挙人名簿登録者が、令和2年4月22日に海外より国内へ転入したため、4ヶ月経過後の令和2年9月1日の選挙管理委員会定例会にて在外選挙人名簿の抹消を行いました。しかし、同人は令和2年8月15日に再び海外へ転出しており、再び在外選挙人名簿への登録が必要であったため抹消の取消を行います。

委員長 よろしいですか。特に無いようですので、議案第36号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 全員承認

委員長 次に日程3. 議案第37号「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項の規定により選挙管理委員会が定める日について」に移りたいと思います。事務局からよろしくお願いします。
事務局 それでは議案第37号についてご説明いたします。

選挙において、船便等の交通が悪い離島などから不在者投票を希望する選挙人がいた場合に、公示日以降にその選挙人へ向けて投票用紙を送付したのでは投票に間に合わないときは、公職選挙法施行令第53条第1項によって、「公示日以前の請求に対して郵送で交付する場合は、公示日以前において区市町村選挙管理委員会が定めた日以降に発送する」ことができる旨を規定しております。

今回は前々回の都議選の時と違い、そういった離島からの選挙人の方の不在者投票の申請があったわけではないのですが、いつ申請があってもすぐに対応できるようにするため、そしてそれにより投票権の権利を確保するために、令和3年12月26日に執行予定の東久留米市長選挙においても、公職選挙法施行令第53条第1項の規定を適用し、東久留米市選挙管理委員会が定める日を「令和3年12月1日」にすることを議題として提案します。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。

各委員 特になし

委員長 特に無いようですので、議案第37号を原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

委員長 では日程４．その他に移りたいと思います。事務局からよろしくお
願いします。

事務局長 令和３年第４回定例会にて三浦議員からの質問への説明内容を、選
挙管理委員へ説明

委 員 他市において商業施設に開設している期日前投票所は、投票期間や
投票時間が本庁舎等とは異なっており、そのことが有権者に浸透し
ていない状況を伺っているので、慎重に判断すべきである。

委 員 他市は、期日前投票所を開設している本庁舎が主要な駅から遠いこ
となど地理的な問題があるが、当市は駅近にあり、便利である。ま
た、市内の商業施設において期日前投票所を増設するなら、当該区
域で増設する理由が必要であり、他の市内の地域のことも考慮する
必要がある。

委員長 その他何かありますでしょうか。

各委員 ございませぬ。

委員長 無いようなので、閉会といたします。ありがとうございました。